

# 地域福祉センターの利用制限の緩和について

## 施設利用制限の一部を緩和（令和4年6月7日から）

これまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当施設の利用を一部制限しておりましたが、市内の感染状況の傾向等を踏まえ、6月7日から施設の利用制限について一部緩和いたします。

今後、当施設の利用にあたりましては、令和4年6月7日からの「西部・南部地域福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項」及び「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動における施設利用の留意点」をご確認ください。

なお、当施設の利用制限につきましては、今後の感染状況等を踏まえ、適宜見直ししていくことをご了承ください。

緩和開始日 令和4年6月7日から

### 主な緩和事項

●室内における黙食を可といたします。

※食事中は黙食とし、食事中以外は、マスクを着用してください。

※向かい合う配置を避けてください

※対人距離（約2m）を確保し、食事は必要短時間としてください。

※室内の換気に十分配慮してください。

（その他）

●他者との距離が確保でき、会話を行わない場合は、マスク着用は必要ないこととします。